

令和7年度 償却資産に関する概要調書等報告書

都道府県名 岩手県

市町村名 久慈市

地方公共団体コード	1 ⁰	3	2	0	7	7 ⁶
表番号・行番号	7 ⁰	0	0	0	0	0 ¹¹
市町村判別 コード	特定市・・・1	12				
	特定市以外の市町村・2					
団体区分コード	13	/ / / / /				2 ¹⁶

(注) 自動的に付与される。

地方公共団体コード						表番号	
0	3	2	0	7	7	7	6
						9	8

第69表 納税義務者数に関する調

都道府県名 岩手県

市町村名 久慈市

区分 個人・法人の別	行番号	(1)	(2)	(3)
		総数 (イ) (人)	法定免税点未満のもの (ロ) (人)	法定免税点以上のもの (イ) - (ロ) (ハ) (人)
個人	9 0 1 0	12 320	21 208	30 112
法人	0 2 0	765	337	428
合計	0 3 0	1,085	545	540

地方公共団体コード						表番号			
1	0	3	2	0	7	7	7	7	0

第70表 償却資産の価格等に関する調 (市町村計)

都道府県名 岩手県

市町村名 久慈市

種 類	行 番 号	(1) 決 定 価 格 (千円)	(2) 課 税 標 準 額 (千円)	(3) 課 税 標 準 額 の 内 訳		
				課税標準の特例規定の適用を受けるもの(イ) (千円)	(イ)以外のもの(ロ) (千円)	
市町村長が価格等 を決定した もの	構 築 物	9 0 1 0	12 4,804,421	25 4,792,300	38 12,121	51 4,780,179 ⁶³
	機 械 及 び 装 置	0 2 0	13,330,546	13,314,912	14,484	13,300,428
	船 舶	0 3 0	359,028	240,968	118,060	122,908
	航 空 機	0 4 0		0		
	車 両 及 び 運 搬 具	0 5 0	85,579	85,579		85,579
	工 具 , 器 具 及 び 備 品	0 6 0	2,051,051	2,040,623	5,060	2,035,563
	小 計 (ハ)	0 7 0	20,630,625	20,474,382	149,725	20,324,657
法十 第九 三条 百関 八係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	0 8 0	9,021,564	8,966,789		
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	0 9 0	438,222	275,958		
	小 計 (ニ)	1 0 0	9,459,786	9,242,747		
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの(ホ)		1 1 0				
合計 (ハ) + (ニ) + (ホ)		1 2 0	30,090,411	29,717,129		
同内 上訳	市 町 村 分 の 額	1 3 0		29,717,129		
	道 府 県 分 の 額	1 4 0				

地方公共団体コード							表番号	
1	0	3	2	0	7	7	7	7

第71表 償却資産の価格等に関する調 (個人分)

都道府県名 岩手県

市町村名 久慈市

種 類	行 番 号	(1) 決 定 価 格 (千円)	(2) 課 税 標 準 額 (千円)	(3) 課 税 標 準 額 の 内 訳		
				課税標準の特例規定の適用を受けるもの(イ) (千円)	(イ)以外のもの(ロ) (千円)	
市町村長が価格等 を決定したもの	構 築 物	9 0 1 0	12 139,315	25 139,315	38 139,315	51 139,315
	機 械 及 び 装 置	0 2 0	589,744	589,744		589,744
	船 舶	0 3 0	16,839	8,419	8,419	
	航 空 機	0 4 0		0		
	車 両 及 び 運 搬 具	0 5 0	15,249	15,249		15,249
	工 具 , 器 具 及 び 備 品	0 6 0	87,914	87,914		87,914
	小 計 (ハ)	0 7 0	849,061	840,641	8,419	832,222
法十 第九 三条 百関 八係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	0 8 0				
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	0 9 0				
	小 計 (ニ)	1 0 0	0	0		
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの(ホ)	1 1 0					
合計 (ハ) + (ニ) + (ホ)	1 2 0	849,061	840,641			
同内 上訳	市 町 村 分 の 額	1 3 0		840,641		
	道 府 県 分 の 額	1 4 0				

地方公共団体コード							表番号	
1	0	3	2	0	7	7	7	2

第72表 償却資産の価格等に関する調 (法人分)

都道府県名 岩手県

市町村名 久慈市

種 類	行 番 号	(1) 決 定 価 格 (千円)	(2) 課 税 標 準 額 (千円)	(3) 課 税 標 準 額 の 内 訳		
				課税標準の特例規定の適用を受けるもの(イ) (千円)	(イ)以外のもの(ロ) (千円)	
市町村長が価格等 を決定したもの	構 築 物	9 0 1 0	12 4,665,106	25 4,652,985	38 12,121	51 4,640,864
	機 械 及 び 装 置	0 2 0	12,740,802	12,725,168	14,484	12,710,684
	船 舶	0 3 0	342,189	232,549	109,641	122,908
	航 空 機	0 4 0		0		
	車 両 及 び 運 搬 具	0 5 0	70,330	70,330		70,330
	工 具 , 器 具 及 び 備 品	0 6 0	1,963,137	1,952,709	5,060	1,947,649
	小 計 (ハ)	0 7 0	19,781,564	19,633,741	141,306	19,492,435
法十 第九 三条 百関 八係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	0 8 0	9,021,564	8,966,789		
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	0 9 0	438,222	275,958		
	小 計 (ニ)	1 0 0	9,459,786	9,242,747		
法第743条第1項の規定により道府 県知事が価格等を決定したもの(ホ)	1 1 0					
合計 (ハ) + (ニ) + (ホ)	1 2 0	29,241,350	28,876,488			
同内 上訳	市 町 村 分 の 額	1 3 0		28,876,488		
	道 府 県 分 の 額	1 4 0				

地方公共団体コード							表番号	
1	0	3	2	0	7	7	7	8
							7	3

第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調(1)
(法第349条の3、法第349条の3の4関係)

都道府県名 岩手県
市町村名 久慈市

区分	行番号	(1) 決定価格		(2) 課税標準の特例率		(3) (B) (C)		(4) 課税標準額	
		(A) (千円)		(B)	(C)	(A)	×	(B) (D)	(C) (千円)
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	第1項 (新線構築物)	9	12	25	27	29			
		0	1 0		1	3			
		0	2 0		2	3			
		0	3 0		1	6			
	第2項 (ガス事業用資産)	0	4 0		1	3			
		0	5 0		1	3			
	0	6 0		2	3				
	第3項 (農業協同組合等共同利用機械)	0	7 0		1	2			
	第4項 (外航船舶)	0	8 0		1	6			
		0	9 0		1	4			
	第5項 (内航船舶)	1	0 0	236,119	1	2	118,059		
	第6項 (離島航路事業用内航船舶 (349条の3⑤との連乗後))	1	1 0		1	6			
第7項 (国際路線用航空機)	1	2 0		1	5				
	1	3 0		1	10				
	1	4 0		2	15				
第8項 (離島路線用航空機)	1	5 0		1	3				
	1	6 0		2	3				
	1	7 0		1	4				
第9項 (日本放送協会)	1	8 0	46,172	1	2	23,086			
第10項 (日本原子力開発機構)	1	9 0		1	3				
	2	0 0		2	3				
第12項 (新幹線に係る鉄軌道用資産)	2	1 0		1	6				
	2	2 0		1	3				

地方公共団体コード							表番号	
1	0	3	2	0	7	7	7	8
0	3	2	0	7	7	7	3	

第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調 (1)
(法第349条の3、法第349条の3の4関係につき)

都道府県名 岩手県

市町村名 久慈市

区分	行番号	(1) 決定価格		(2) 課税標準の特例率		(3) (B) (C)		(4) 課税標準額	
		(A) (千円)	(B)	(C)	(A) × (B) / (C)	(D) (千円)			
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	第13項	①(青函・本四 鉄道施設)	9 2 3 0	12	25 1	27 6	29		
		②(青函・本四 新線構築物)	2 4 0		1	18			
		③(青函・本四 新線立体交差化施設)	2 5 0		1	9			
		④(青函・本四 変・送電用資産)	2 6 0		1	36			
		④(青函・本四 変・送電用資産)	2 7 0		1	18			
	第14項 (河川事業鉄軌道用資産)	2 8 0		1	10				
		2 9 0		2	3				
		3 0 0		5	6				
		3 1 0		1	6				
	第15項 (宇宙航空研究開発機構)	3 2 0		1	3				
		3 3 0		1	3				
	第16項 (海洋研究開発機構)	3 4 0		2	3				
		3 5 0		1	3				
	第17項 (水資源機構)	3 6 0		2	3				
		3 7 0		1	2				
	第18項	①(特定地方交通線)	3 8 0		3	4			
		②(新線構築物)	3 9 0		1	4			
			4 0 0		1	12			
		③(新線立体交差化施設)	4 1 0		1	6			
			4 2 0		1	24			
④(河川事業鉄軌道用資産)		4 3 0		1	12				
		4 4 0		1	6				
		4 5 0		5	24				
⑤(変・送電用資産)	4 6 0		1	24					
	4 7 0		1	12					
	4 8 0		3	20					

地方公共団体コード							表番号	
1	0	3	2	0	7	7	7	8
							7	3

第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調(1)
(法第349条の3、法第349条の3の4関係につき)

都道府県名 岩手県

市町村名 久慈市

区 分	行 番 号	(1) 決 定 価 格		(2) 課 税 標 準 (B) の 特 例 率 (C)		(3) 課 税 標 準 額 (A) × (B) (C)	
		(A) (千円)		(B)	(C)	(D) (千円)	
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	第 19 項 (新エネルギー・産業技術総合開発機構)	9 4	9 0	12	25 1	27 3	29
		5	0		2	3	
	第 20 項 (科学技術振興機構)	5	1		1	2	
	第 22 項 (新関西国際空港株)	5	2		1	2	
	第 23 項 (信用協同組合等)	5	3		3	5	
	第 24 項 (変・送電用資産(鉄道事業用))	5	4		3	5	
	第 25 項 (中部国際空港株)	5	5		1	2	
	第 26 項 (外国貿易用コンテナ)	5	6		4	5	
	第 27 項 (家庭的保育事業) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5	7		1	2	
	第 28 項 (居宅訪問型保育事業) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5	8		1	2	
	第 29 項 (事業所内保育事業) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5	9		1	2	
	第 30 項 (認定生活困窮者就労訓練事業)	6	0		1	2	
	第 31 項 (国立研究開発法人日本医療研究開発機構)	6	1		1	3	
	(国立研究開発法人科学技術振興機構からの譲渡)	6	2		2	3	
	第 32 項 (量子科学技術研究開発機構)	6	3		1	2	
	6	4		1	3		
	6	5		2	3		
第 33 項 (世界遺産)	6	6		1	3		
法第349条の3の4 (被災代替償却資産)	6	7		1	2		
合 計	6	8		282,291	-	-	141,145

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード						表番号	
0	3	2	0	7	7	7	4

第74表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調（2）
（法第349条の3、法第349条の3の4関係）

都道府県名 岩手県
市町村名 久慈市

区 分	行 番 号	(1) 決 定 価 格		(2) 課 税 標 準 の 特 例 率		(3) 課 税 標 準 額	
		(A) (千円)		(B)	(C)	(A) × (B)	(C) (千円)
				(B)	(C)	(A) × (B)	(C) (千円)
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	旧 第 1 項 (送電用資産・電気事業用)	9 0 1 0	12	25 1	27 3	29	
		0 2 0		2	3		
	(変電所・電気事業用)	0 3 0		3	5		
		0 4 0		3	4		
	旧 第 2 項 (ガス事業用資産)	0 5 0		2	3		
		0 6 0		5	6		
	旧 第 13 項 (立体交差化施設)	0 7 0		-	-		
	旧 第 18 項 (熱供給事業用資産)	0 8 0		1	3		
		0 9 0		2	3		
	旧 第 19 項 (地下道又は跨線道路橋)	1 0 0		1	2		
	旧 第 21 項 (車庫構築物・立体交差化施設)	1 1 0		1	3		
	旧 第 27 項 (生物系特定産業技術研究推進機構)	1 2 0		1	6		
		1 3 0		1	3		
	旧 第 24 項 (特定鉄道路線構築物)	1 4 0		1	2		
		1 5 0		1	2		
	旧 第 25 項 (日本電気計器検定所)	1 6 0		1	3		
		1 7 0		1	6		
		1 8 0		1	2		
	旧 第 26 項 (日本消防検定協会)	1 9 0		1	3		
		2 0 0		1	6		
		2 1 0		1	2		
	旧 第 27 項 (小型船舶検査機構)	2 2 0		1	3		
		2 3 0		1	6		
		2 4 0		1	2		
	旧 第 28 項 (軽自動車検査協会)	2 5 0		1	3		
		2 6 0		1	6		
		2 7 0		1	3		
	旧 第 31 項 (社会保険診療報酬支払基金)	2 8 0		1	6		
		2 8 0		1	6		

地方公共団体コード						表番号	
0	3	2	0	7	7	7	4

第74表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調（2）
（法第349条の3、法第349条の3の4関係つづき）

都道府県名 岩手県

市町村名 久慈市

区 分	行 番 号	(1)	(2)	(3)	(4)	
		決 定 価 格 (A) (千円)	課 税 標 準 の 特 例 率 (B)	(B) (C)	課 税 標 準 額 (A) × (B) (C) (千円)	
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	旧 第 32 項 (高圧ガス保安協会)	9 2 9 0	12	25 1	27 2	29
		3 0 0		1	3	
		3 1 0		1	6	
	旧 第 32 項 (自動車安全運転センター)	3 2 0		1	3	
		3 3 0		1	6	
	旧 第 33 項 (郵便貯金・簡易生命保険管理機構)	3 4 0		1	2	
	旧 第 34 項 (有線放送電話業務用資産)	3 5 0		2	3	
		3 6 0		1	2	
		3 7 0		1	6	
	合 計	3 8 0	0	-	-	0

地方公共団体コード						表番号	
0	3	2	0	7	7	7	5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調(3)
(法附則第15条関係)

都道府県名 岩手県
市町村名 久慈市

区分	行番号	(1) 決定価格 (A) (千円)	(2) 課税標準の特例率		(4) 課税標準額 (A) × (B) / (C) (千円)		
			(B)	(C)			
法 附 則 第 十 五 条	第1項(倉庫等)	9 0 1 0	12	25 1	27 2	29	
		0 2 0		3	4		
	第2項(公共の危害防止施設等)	0 3 0		1	2		
		0 4 0		2	3		
		0 5 0		1	3		
		0 6 0		3	4		
		0 7 0		1	6		
		1号(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	0 8 0	3,091	1	2	1,545
		5号(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	0 9 0		3	4	
		旧2号(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	1 0 0		1	2	
		フッ素系溶剤(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	1 1 0		-	-	
		第3項(国内路線用航空機)	1 2 0		2	5	
			1 3 0		1	4	
			1 4 0		3	8	
		1 5 0		2	3		
	第4項(沖縄電力株)	1 6 0		2	3		
	第5項(大規模地震防災応急対策用資産)	1 7 0		2	3		
	第6項(日本貨物鉄道株の新造車両)	1 8 0		2	3		
	第7項(低公害車燃料等供給施設)	1 9 0		1	2		
		2 0 0		3	4		
		2 1 0		5	6		

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード						表番号	
0	3	2	0	7	7	7	5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調(3)
(法附則第15条関係つづき)

都道府県名 岩手県
市町村名 久慈市

区分	行番号	決定価格 (A) (千円)	(2) 課税標準の特例率		(4) 課税標準額	
			(B)	(C)	(A) ×	(B) (D) (C) (千円)
			(B)	(C)		
法 附 則 第 十 五 条	第8項 (国際船舶)	2 2 0		1	18	
	(うち特定船舶適用分)	2 3 0		1	36	
	第9項 ①(特定鉄道事業譲受資産)	2 4 0		1	2	
	②(新線構築物)	2 5 0		1	6	
		2 6 0		1	3	
	③(立体交差化施設)	2 7 0		1	12	
		2 8 0		1	6	
	④(河川事業鉄軌道用資産)	2 9 0		1	3	
		3 0 0		5	12	
		3 1 0		1	12	
		3 2 0		1	6	
	⑤(変・送電用資産)	3 3 0		3	10	
	第10項 (鉄道車両安全向上設備)	3 4 0		1	3	
	第11項 (低床車両)	3 5 0		1	3	
	第12項 (新造改良車両(鉄道事業))	3 6 0		2	3	
		3 7 0		3	5	
	3 8 0		3	4		
第13項 (PFI公共施設)	3 9 0		1	2		
第14項 (都市再生緊急整備地域) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	4 0 0		3	5		
(特定都市再生緊急整備地域) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	4 1 0		-	-		
第15項 (都市鉄道施設)	4 2 0		2	3		
第16項 (外貿埠頭公社の民営化に係る承継特例)	4 3 0		1	2		
	4 4 0		3	5		

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード					表番号	
0	3	2	0	7	7	5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調(3)
(法附則第15条関係つづき)

都道府県名 岩手県
市町村名 久慈市

区分	行番号	決定価格 (A) (千円)	(2) 課税標準の特例率		(4) 課税標準額		
			(B)	(C)	(A) × (B)	(C) (千円)	
法 附 則 第 十 五 条	第17項 (鉄道事業再構築事業)	4 5 0	1	4			
	第18項 (バイオ燃料製造設備)	4 6 0	1	2			
		4 7 0	2	3			
		4 8 0	3	4			
	第20項 (国際戦略港湾等の荷さばき施設等)	4 9 0	1	2			
		5 0 0	2	3			
	第21項 (津波対策に資する港湾施設等) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5 1 0	1	2			
		第23項 (津波避難施設等) (指定避難施設(わがまち特例)適用分)	5 2 0	2	3		
	第23項 (津波避難施設等) (協定避難施設(わがまち特例)適用分)		5 3 0	1	2		
		第24項 (移動等円滑化のための設備)	5 4 0	2	3		
	第25項 (太陽光1,000kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)		5 5 0	2	3		
			(太陽光1,000kw以上) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5 6 0	3	4	
	(風力20kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)		5 7 0	3	4		
			(風力20kw以上) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5 8 0	2	3	
(水力5,000kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5 9 0		1	2			
	(水力5,000kw以上) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)		6 0 0	3	4		
(地熱1,000kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6 1 0		2	3			
	(地熱1,000kw以上) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)		6 2 0	1	2		
(バイオマス10,000kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6 3 0		1	2			
	(バイオマス10,000kw以上20,000kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6 4 0	2	3			
(第2号に規定する一定のバイオマス) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6 5 0	6	7				
	第26項 (鉄道耐震補強設備)	6 6 0	2	3			
第27項 (特定貨物取扱埠頭の港湾施設)	6 7 0	2	3				
第28項 (浸水防止用設備) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6 8 0	2	3				

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード				表番号	
0	3	2	0	7	7
7	7	5			

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調(3)
(法附則第15条関係つづき)

都道府県名 岩手県
市町村名 久慈市

区分	行番号	(1) 決定価格		(2) 課税標準の特例率		(3) (B) (C)		(4) 課税標準額		
		(A) (千円)	(B)	(C)	(A) × (B)	(C) (千円)	(D)			
法 附 則	第29項 (協定特定港湾施設)	9 6 9 0	12	25	27	29				
		7 0 0 0			1	2				
		7 1 0 0			5	6				
		7 2 0 0			2	3				
	第30項 (無電柱化)	7 2 0 0			1	2				
		7 3 0 0			3	4				
	第33項 (地域福利増進事業)	7 4 0 0			2	3				
		7 5 0 0			3	4				
	第34項 (農業協同組合等共同利用機械)	7 6 0 0			1	2				
	第35項 (認定就農者)	7 7 0 0			2	3				
		(滞在快適性等向上施設)								
	第37項 (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	7 8 0 0			1	2				
第38項 (ローカル5G)	7 9 0 0			1	2					
第39項 (シェアサイクルポート)	8 0 0 0			3	4					
	(雨水貯留浸透施設)									
第40項 (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	8 1 0 0			1	3					
第42項 (カーボンニュートラルポート)	8 2 0 0			2	3					
第 十 五 条	(先端設備等)									
	R5.4.1~R7.3.31取得	8 3 0 0	3,947	1	2	1,974				
	「830行」のうち、R5.4.1~R6.1.1取得	8 4 0 0	3,947	1	2	1,974				
	「830行」のうち、R6.1.2~R7.1.1取得	8 5 0 0		1	2					
	(賃上げ目標設定事業者)									
	R5.4.1~R7.3.31取得	8 6 0 0	15,182	1	3	5,061				
	「860行」のうち、R5.4.1~R6.1.1取得	8 7 0 0		1	3					
	「860行」のうち、R6.1.2~R7.1.1取得	8 8 0 0	15,182	1	3	5,061				
	(賃上げ目標設定事業者)									
	R7.4.1~R9.3.31取得	8 9 0 0		1	2					
(賃上げ目標設定事業者)										
R7.4.1~R9.3.31取得	9 0 0 0		1	4						
第44項 (道路運送高度化事業)	9 1 0 0			1	3					
第45項 (鉄道豪雨対策)	9 2 0 0			3	4					
(JR本州3社)	9 3 0 0			2	3					
合 計	9 4 0 0	22,220	-	-	8,580					

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード						表番号	
1	0	3	2	0	7	7	7
8	7	6					

第76表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調（4）
（法附則第15条関係）

都道府県名 岩手県
市町村名 久慈市

区 分	行 番 号	(1) 決 定 価 格		(2) 課 税 標 準 の 特 例 率		(3) (B) (C)		(4) 課 税 標 準 額	
		(A) (千円)		(B)	(C)	(A)	(B) (D)	(C) (千円)	
				(B)	(C)			(C)	
法 附 則 第 十 五 条	旧第1項(倉庫等)	9	12	25	27	29			
		0	1	0	2	3			
		0	2	0	3	5			
	旧第3項(公害防止設備)	0	3	0	1	3			
		0	4	0	2	3			
		0	5	0	3	4			
		0	6	0	1	2			
	旧第5項(公共危害防止構築物)	0	7	0	3	5			
		0	8	0	1	2			
		0	9	0	1	3			
	旧第6項(公害防止優良更新施設)	1	0	0	1	2			
		1	1	0	2	3			
	旧第7項(産業廃棄物焼却施設等)	1	2	0	2	3			
		1	3	0	5	6			
	旧第7項(日本貨物鉄道株の新造車両)	1	4	0	3	5			
旧第8項(雨水貯留浸透施設)	1	5	0	2	3				
	1	6	0	1	2				
(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	1	7	0	3	4				
旧第14項(旧国際電信電話株)	1	8	0	3	5				
	1	9	0	1	2				
旧第14項(新造車両(流通業務))	2	0	0	2	3				
	2	1	0	3	5				
旧第15項(地方卸売市場)	2	2	0	4	5				
	2	3	0	3	4				
旧第17項	2	4	0	1	6				
①(立体交差化施設)	2	4	0	1	6				
②(旧交納付金法附則第19項)	2	5	0	-	-				
③(旧交納付金法附則第20項)	2	6	0	-	-				
旧第19項(指定法人等の大規模外貨埠頭)	2	7	0	1	2				
旧第20項(水力発電施設の魚道)	2	8	0	2	3				
旧第20項(スーパー中樞港湾)	2	9	0	1	2				
旧第21項(国立大学校舎)	3	0	0	1	2				

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード				表番号			
0	3	2	0	7	7	7	6

第76表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調（4）
（法附則第15条関係つづき）

都道府県名 岩手県
市町村名 久慈市

区分	行番号	(1) 決定価格 (A) (千円)	(2) 課税標準の特例率		(4) 課税標準額 (A) × (B) / (C) (千円)
			(B)	(C)	
法 附 則 第 十 五 条	旧第29項（旧交納付金法附則第17項）	3 1 0	-	-	
	旧第32項（特定事業所内保育施設） （地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）適用分）	3 2 0	1	2	
	旧第33項（帰還環境整備推進法人）	3 3 0	1	3	
	旧第36項（公共荷さばき施設）	3 4 0	1	2	
	旧第36項（対象特定電気通信設備）	3 5 0	3	4	
	旧第37項（一般廃棄物処理施設）	3 6 0	1	2	
		3 7 0	1	4	
旧第37項（立地誘導促進施設）	3 8 0	2	3		
合計	3 9 0	0	-	-	0

※地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）適用分の「課税標準の特例率（2）（3）」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード						表番号	
1	0	3	2	0	7	7	7
7	7	7	7	7	7	7	7

第77表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調(5)
(法附則第15条の2, 法附則第15条の3, 旧法附則第16条の2, 法附則第16条の3)

都道府県名 岩手県

市町村名 久慈市

区 分	行 番 号	(1) 決 定 価 格		(2) 課 税 標 準 の 特 例 率		(3) (B) (C)		(4) 課 税 標 準 額			
		(A) (千円)		(B)	(C)	(A)	(B) (D)	(C) (千円)			
法 附 則 第 十 五 条 の 二 項	第 1 項 ①(旧交付金法附則第17項・立体交差化施設)	9	0 1 0	12	25	27	1	3	29		
	①(JR北海道・四国に係る特例)		0 2 0				1	2			
	JR 北 海 道 ・ 四 国 に 係 る 特 例 と 法 第 三 百 四 十 九 条 の 三 各 項 と の 連 乗	②(新線構築物)		0 3 0				1	6		
				0 4 0				1	3		
		③(新線立体交差化施設)		0 5 0				1	12		
				0 6 0				1	6		
		④(新幹線鉄軌道用資産)		0 7 0				1	12		
				0 8 0				1	6		
		⑤(青函・本四 鉄道施設)		0 9 0				1	12		
		⑥(青函・本四 新線構築物)		1 0 0				1	36		
				1 1 0				1	18		
		⑦(青函・本四 新線立体交差化)		1 2 0				1	72		
				1 3 0				1	36		
		⑧(青函・本四 変・送電用資産)		1 4 0				1	20		
		⑨(河川事業等に係る鉄軌道用資産)		1 5 0				1	3		
			1 6 0				5	12			
		1 7 0				1	12				
		1 8 0				1	6				
	⑩(車庫構築物・立体交差化施設)		1 9 0				1	6			
	⑪(変・送電用資産)		2 0 0				3	10			
	⑫(新造改良車両(鉄道事業))		2 1 0				1	3			
			2 2 0				3	10			
	⑬(鉄道耐震補強設備)		2 3 0				1	3			
	⑭(鉄道豪雨対策)		2 4 0				3	8			
	⑮(鉄道豪雨対策 (JR本州3社))		2 5 0				1	3			

地方公共団体コード							表番号	
1	0	3	2	0	7	7	7	7

第77表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調（5）
（法附則第15条の2、法附則第15条の3、旧法附則第16条の2、法附則第16条の3つづき）

都道府県名 岩手県

市町村名 久慈市

区 分	行 番 号	(1) 決 定 価 格		(2) 課 税 標 準 の 特 例 率		(3) (B) (C)		(4) 課 税 標 準 額	
		(A) (千円)		(B)	(C)	(A)	×	(B) (D)	(C) (千円)
法附則第十五条の三 旧道承継特例とJR北海道 交納付金に法との連乗、海	①(旅客会社等に係る承継特例)	9 2	12 6	0	25 3	27 5	29		
	②(旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	2	7	0	-	-			
	③(JR北海道・四国に係る特例)	2	8	0	3	10			
	④(JR北海道・四国に係る特例・旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	2	9	0	-	-			
法附則第16条の2	第11項(令和2年7月豪雨 被災代替償却資産)	3	0	0			1	2	
法附則第16条の2	旧第11項(平成28年熊本地震 被災代替償却資産)	3	1	0			1	2	
法附則第16条の2	旧第11項(阪神・淡路大震災・立体交差化施設)	3	2	0			1	3	
法附則第16条の3	旧第11項(平成30年7月豪雨 被災代替償却資産)	3	3	0			1	2	
合 計		3	4	0	0	-	-	-	0

地方公共団体コード							表番号	
1	0	3	2	0	7	7	7	8

第78表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調(6)
(法附則第56条, 法附則第56条の2等)

都道府県名 岩手県
市町村名 久慈市

区 分	行 番 号	(1) 決 定 価 格		(2) 課 税 標 準 の 特 例 率		(3) (B) (C)		(4) 課 税 標 準 額		
		(A)	(千円)	(B)	(C)	(A) × (B)	(C)	(D)	(千円)	
法 附 則 第 56 条	第12項 (東日本大震災)	9	12	25	27	29				
	第15項 (東日本大震災・居住困難区域)	0	1	0	1	2				
法 附 則 第 五 十 六 条 の 二	旧 第 3 項 (被災代替鉄道施設等)	0	3	0	2	3				
	旧 第 4 項	①(被災特定地方交通線)	0	4	0	1	4			
		②(新線構築物)	0	5	0	1	6			
		③(新線立体交差化施設)	0	6	0	1	12			
		④(河川事業鉄軌道用資産)	0	7	0	5	24			
			0	8	0	1	12			
令和3年地方税法等改正 法附則第13条第1項 (旧法附則第64条)	(新型コロナ先端設備等) R3.4.1~R5.3.31取得分	0	9	0	1,457	0	0			
合 計	1	0	0	1,457	-	-		0		

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード						表番号				
1	0	3	2	0	7	7	7	7	8	9

第79表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調 (市町村計)

都道府県名 岩手県

市町村名 久慈市

区 分		行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 数 (人)	(2) 課 税 標 準 額 (千 円)	
150 万 円 未 満 の も の		9 0 1 0	545	244,264 ³³	
150 万 以 上 160 万 円 未 満 の も の		9 0 2 0	8	12,427 ³³	
160 万 以 上 170 万 円 未 満 の も の		9 0 3 0	6	9,829 ³³	
170 万 以 上 180 万 円 未 満 の も の		9 0 4 0	5	8,699 ³³	
180 万 以 上 190 万 円 未 満 の も の		9 0 5 0	6	11,225 ³³	
190 万 以 上 200 万 円 未 満 の も の		9 0 6 0	7	13,546 ³³	
200 万 以 上 250 万 円 未 満 の も の		9 0 7 0	45	101,590 ³³	
250 万 以 上 300 万 円 未 満 の も の		9 0 8 0	31	86,804 ³³	
300 万 以 上 1,000 万 円 未 満 の も の		9 0 9 0	230	1,330,827 ³³	
1,000 万 以 上 2,000 万 円 未 満 の も の		9 1 0 0	70	946,690 ³³	
2,000 万 以 上 3,000 万 円 未 満 の も の		9 1 1 0	26	612,541 ³³	
3,000 万 以 上 1 億 円 未 満 の も の		9 1 2 0	62	3,123,846 ³³	
1 億 円 以 上 の も の		9 1 3 0	44	23,459,105 ³³	
計		9 1 4 0	1,085	29,961,393 ³³	
計 の 内 訳	法 第 389 条 関 係	大 臣 配 分 分	9 1 5 0	10	8,967,352 ³³
		知 事 配 分 分	9 1 6 0	1	275,958 ³³
	法 第 743 条 関 係	9 1 7 0			

地方公共団体コード						表番号				
1	0	3	2	0	7	7	7	8	8	0

第80表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調（個人分）

都道府県名

岩手県

市町村名

久慈市

区 分		行 番 号	納 税 義 務 者 数 (人)	課 税 標 準 額 (千 円)
150万円未満のもの		9 0 1 0	208	78,791
150万以上160万円未満のもの		9 0 2 0	1	1,530
160万以上170万円未満のもの		9 0 3 0	1	1,610
170万以上180万円未満のもの		9 0 4 0	1	1,736
180万以上190万円未満のもの		9 0 5 0	1	1,889
190万以上200万円未満のもの		9 0 6 0	1	1,918
200万以上250万円未満のもの		9 0 7 0	12	27,011
250万以上300万円未満のもの		9 0 8 0	11	30,212
300万以上1,000万円未満のもの		9 0 9 0	61	386,729
1,000万以上2,000万円未満のもの		9 1 0 0	18	219,815
2,000万以上3,000万円未満のもの		9 1 1 0	1	20,239
3,000万以上1億円未満のもの		9 1 2 0	4	147,952
1億円以上のもの		9 1 3 0		
計		9 1 4 0	320	919,432
計 の 内 訳	法 第 389 条 関 係	大臣配分	9 1 5 0	
		知事配分	9 1 6 0	
	法 第 743 条 関 係	9 1 7 0		

地方公共団体コード							表番号	
1	0	3	2	0	7	7	7	8

第81表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調 (法人分)

都道府県名 岩手県

市町村名 久慈市

区 分		行 番 号	納 税 義 務 者 数 (人)	課 税 標 準 額 (千 円)	
150万円未満のもの		9 0 1 0	337	165,473	
150万以上160万円未満のもの		9 0 2 0	7	10,897	
160万以上170万円未満のもの		9 0 3 0	5	8,219	
170万以上180万円未満のもの		9 0 4 0	4	6,963	
180万以上190万円未満のもの		9 0 5 0	5	9,336	
190万以上200万円未満のもの		9 0 6 0	6	11,628	
200万以上250万円未満のもの		9 0 7 0	33	74,579	
250万以上300万円未満のもの		9 0 8 0	20	56,592	
300万以上1,000万円未満のもの		9 0 9 0	169	944,098	
1,000万以上2,000万円未満のもの		9 1 0 0	52	726,875	
2,000万以上3,000万円未満のもの		9 1 1 0	25	592,302	
3,000万以上1億円未満のもの		9 1 2 0	58	2,975,894	
1億円以上のもの		9 1 3 0	44	23,459,105	
計		9 1 4 0	765	29,041,961	
計 の 内 訳	法 第 389 条 関 係	大臣配分	9 1 5 0	10	8,967,352
		知事配分	9 1 6 0	1	275,958
	法 第 743 条 関 係	9 1 7 0			